

- ※ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払い頂きます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者側が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者側の負担額を変更します。
- ※介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方は、その認定証に記載された食費・居住費の金額のご負担となります。

（３）利用料金のお支払い方法（契約書第 6 条参照）

前記（１）、（２）の料金・費用は、１か月ごとに計算し（月末締め）、ご利用期間分の合計金額をご請求致しますので、翌月に以下のいずれかの方法でお支払い頂きます。（１か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

- ア、下記指定金融機関口座からの自動引き落とし（手数料無料）
北都銀行・農協・秋田県信用組合・郵便局
引き落とし日・・・毎月１５日
- ア以外の金融機関口座からの自動引き落とし（手数料は利用者負担）
引き落とし日・・・毎月１５日

（４）利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

①協力医療機関

医療機関の名称	北秋田市国民健康保険合川診療所 北秋田市民病院、 北秋田市米内沢診療所
---------	---

②協力歯科医療機関

歯科医療機関の名称	たかのす歯科クリニック
-----------	-------------

6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご利用者に退所して頂くことになります。（契約書第 15 条参照）